

校合	設計	リーダー	副課長	課長

令和 7 年度 委 託 ~~設 計 書~~
仕 様 書

1. 委 託 名 職員等の研修視察に伴う輸送業務委託（一般市外・単価契約）
2. 委託場所 川越市元町 1 丁目 3 番地 1
3. 委託費 金 円 （積算原価 円）
 (単価) (単価)

委 託 の 大 要	市が主催する公式行事、行政事務遂行、研修または視察に伴う職員・委員等を安全に送迎することを目的とする。 予定件数： R7. 7. 1～R8. 3. 31 30台 R8. 4. 1～R8. 6. 30 8台
-----------	--

職員等の研修視察に伴う輸送業務委託仕様書

1 件 名

職員等の研修視察に伴う輸送業務委託(一般市外・単価契約)

2 業務目的

市が主催する公式行事、行政事務遂行、研修又は視察に伴う職員・委員等を安全に送迎することを目的とする。

3 法令の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、当該業務の関係法令を正しく理解しかつ遵守するとともに、その法令の施行に関する諸基準並びにこれに基づいてなされる発注者の指示に従わなければならない。

4 委託期間

令和7年7月1日から令和8年6月30日まで(1年間)

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

5 委託内容

- (1) マイクロバス使用申請書により指定された時刻に配車し、目的地へ安全に輸送し、業務終了後、降車場所まで輸送する。
- (2) 受注者は、業務着手前に以下の書類を提出する。
 - ①実施計画書
 - ②その他発注者指定のもの
- (3) 受注者は、各月の業務終了毎に、発注者が指定する報告書を作成し、提出する。

6 入札書に記載する金額及び支払方法

- (1) 入札書に記載する金額は、小型バス1台あたりの単価(消費税及び地方消費税を含まない)とし、実拘束時間10時間、往復150kmをもとに積算する。実拘束時間には、出庫前、帰庫後の点検、点呼を含む。支払いは月払いとする。
- (2) 出庫、帰庫については、川越市内を想定とする。ただし、川越市外の出庫・帰庫については、実拘束時間、距離を加えて積算する。
- (3) 車両にかかる燃料代、整備代、修理代等は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、各月の業務終了毎に、発注者が指定する報告書を作成し、検査に合格した後、発注者に対し委託料の支払いを請求するものとする。
- (5) 落札業者は、川越市指定の積算内訳書及び運賃・料金についての国土交通省への届出書(写し)を提出すること。

7 契約について

- (1) 下記の条件による1日1台あたりの単価契約とする。
- (2) 使用予定台数 令和7年7月1日～令和8年3月31日 30台
令和8年4月1日～令和8年6月30日 8台

8 損害賠償について

- (1) バス運行業務に起因する損害または障害に対する賠償は、受注者がその責を負うこと。ただし、受注者の責によらないものはこの限りでない。
- (2) 任意保険、その他必要な保険などについては受注者が加入するものとする。任意保険の内容については、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険を含むものとする。

9 バスの仕様等

- (1) 小型車の車両を使用すること。(客席28人乗り)
- (2) 冷暖房の設備を有すること。
- (3) 一般貸切旅客自動車を使用すること。

10 利用の形態

- (1) 実拘束時間概ね10時間(出庫前、帰庫後の点検、点呼2時間を含む)以内、往復概ね150km(回送距離を含む)で、規定時間内は他の用に供しないこと。
- (2) 行き先は、市外及び県に接する他都県の区市町村で、概ね仕様の時間内で往復できる地域とする。
- (3) 深夜・早朝は除く。
- (4) 年間通して車両及び運転手の確保が可能であること及び1日に5台になる場合があるが、車両及び運転手の確保が可能であること。
- (5) 借上げ運行中について、他の用途に用いないこと。

11 その他

- (1) 国土交通省へ届出ている運賃・料金の下限値を下回らないこと。
- (2) 落札業者は、運行車両に係る任意保険の契約内容及び運送約款の写しを提出すること。
- (3) この仕様書は、業務委託の概要を示すものであって、現場の状況に応じここに記載されていない事項についても双方誠意をもって行うものとする。
- (4) 受注者が本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承認を得るものとする。
- (5) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。

この契約の締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

※ 埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車の運行規制における荷主等の義務(第33条)を遵守すること。